



【概要】

これまでの日本の農村研究が明らかにしたことは、村や村連合といった地域が、共有地の資源を共同で維持管理してきたことである。自然の資源を保護するうえで、地域が資源を共同で管理することの意義を考える。村が共同で資源を維持管理してきた背景には、村がまとまりをもっていたことを理解する。村人総出による共同労働や神社の祭り、その他の行事、条例などの規約などによって、村は機能的に統合されている。そして、祭りやさまざまな儀礼がそうしたまとまりを視覚的に提示し、観念的に映し出している。

【ねらい】

村がいまに伝えてきたしくみや年中行事、さまざまな儀礼などについて、祖父母や両親、近所のお年寄りに話を聞いて調べ、村の仕組みや祭りなどを通して先人が自然環境と社会環境を守り育ててきた知恵を理解する。

発問例（付属 DVD-ROM に収録）を参考にして、昔から行われてきた身のまわりの行事や規則などを取り上げて、みんなで環境との接点について考えてみよう。

1. 区のなりたち

日本では、地域が共有地の資源を共同管理してきた。地域が共同で資源を維持管理してきた背景には、日本の村が村独自の決まりや祭りといったしくみを持ち、まとまりを有してきたことが挙げられる。

一般に、佐渡島では近代以前、集落が「旧藩政村」を成していた。ここで「村」と呼んでいるのは、大川とか片野尾などのかつて藩政村をなしていた旧村のことを指している。現在では、〇〇区と呼ばれている。この村は行政の末端につらなる組織に位置づけられていると同時に、自治をなす単位でもある。

村には区長や副区長、会計といった役職者がいる。

そのほか、公民館長、農家組合長、区議員がいて、いずれも選挙で選ばれる。役員の会議は区長を中心にこれらの役職者が、区(村)の運営をおこなっている。全戸の代表者が集まる総会があるが、それは予算と決算を承認する場になっていることが多く、役員会が実質的にすべてのことがらを決定している。区(村)は、主として二種類の仕事を行っている。ひとつは、行政からの連絡事項を周知させる仕事で、もうひとつは道路の修理や、山や浜の利用など、村の自治に関することがらである。

区では、村人全員が守らなければならない規則として「区条例」(註1)を取り決めているところが少なくない。これは、国家でいうと憲法にあたるも

のであり、村人にとっては極めて大切な決まりである。現在でもその「区条例」は継承されている。

2. 村の決まり

かつて村は、村人の生活のほとんどすべてを統制していた。田の作業や海の仕事も山の仕事も何もかも、村人どうしで決めた決まりがあった。この決まりを守って生活することが大事であった。決まりを破ると、「村八分」(註2)といって仲間はずれにされた。というのは、村の秩序を守ることがなにより大切だったからである。区が道路の清掃や公園の清掃、ゴミステーションの管理などもしており、村人みんなが協力して生活環境を整備している。こうした決まりはときには村人を拘束するものであるが、それは結果として自然の資源を維持管理するものであり、村人みんなの将来のために考えたものでもあった。

3. 村 境

村人の生活の背後には、これまで村のウチとソトとを区別してきた歴史がある。しばしば村の入り口に道祖神(註3)や道切りがある。これは村のウチとソトを区別する境である。村の祭りや行事は悪霊を村から追い出し、村の安全を祈願し、村のまとまりを表象するために行われた。また、村によっては注連縄や祈祷札、ワラジを木に吊り下げているところがある。これを「道切り」と言う。こうしたことをするのは、悪疫や災難が村に入ってこないようにするためである。道ばたにはよく道祖神の石像があ

る。村の境に建っていることが多い。これなども、外から悪霊が村に入ることを防ぐために建てられたものである。

村人がウチとソトを区別する考え方は、仲間とよそ者とを区別する思考につながっている。よそ者がその村に居住しても、昔から住んできた家と同じには重要な役職に就くことはなかなか認められなかった。村にはこうしたウチとソトを区別する性質があった。昨今は、こうしたウチとソトの区別を緩くし、よそ者が村に居住しやすいようにすべきであるという意見が出ている。グローバルに人やモノ、あるいは情報が移動する時代を迎えて、村の出入りを緩やかにしたり、ウチとソトの区別をしないことなどが求められている。

4. 町内会

こうした村のしくみは町内会のしくみと基本的には同じである。歴史的にみると、農村からまちに出て行った人びとが、江戸時代に村と同じしくみで町会を形成したのが、いまの町内会のはじまりである。村では家持ちが成員であり、家を借りて住んでいる人は成員ではなかった。都会でも同様に、家屋の所有者が町内会の成員であり、アパートの部屋を借りて住んでいる人は町内会の成員にはなれないか、ならなくてもよいのが普通である。また、町内会は行政の末端業務を行っている。たとえば、町内会長は自治体から手当をもらって、行政からの文書を配布する仕事をしている。同時に、町内会はわずかながら自治をも有している。たとえば、ゴミステーショ

(註1)『区条例』……

村の役員や議会、総会、その他、区行政の執行関係などについて取り決めた文書である。片野尾地区の「区条例」は、第一条に次のように条例の趣旨を謳っている。

「この条例は地方自治の本旨に基づいて、区における民主的にして能率的に行政の確保をはかるとともに、区民の相互扶助精神の美風に基づき一致団結して区の健全な発達を保障することを目的とする。」

(註2)『村八分』……

「村八分」とは、一般的に仲間からのけ者扱いされることを意味する。ここでの意味は葬式と火事だけは誰にとっても極めて大事なことなので、それを除いて村人が協力しないことを言う。しかし、実際には「村八分」にされることは少ない。

(註3)『道祖神』……

道祖神(どうそじん)は村の境に建っている石碑で、男女一対の像が彫られていることが多い。村を外敵から守るカミサマで、交通の守り神や子孫繁盛のカミとしても崇められている。関東や甲信越地方に多い。

ンの管理や道路・公園の清掃、街灯の維持管理などを行っている。このように、都市においても、町内会は地域ごとに道路や公園などの地域の美化に努めている。とはいえ、都市の場合は農村ほどの自治を有しているわけではない。

5. 村祭り

人びとの営みは文化的なしくみによって取り囲まれている。社会制度は文化の網に絡まれている。村には、神社祭祀を担当する氏子総代がいて、その人が祭りなどの世話をしている。神社には村人(氏子)を守護するカミが祀られているとされている。村人はその神に見守られて育つ。年の変わり目の正月や子どもの誕生、入学のときなどに、村人は神社にお参りする。旅に出ている者は帰ってきたときに神社にお参りしなければならない。村の氏神は村人を守護する神だからである。また、七五三などの行事でもお参りする。七五三は、人びとに神が魂を吹き込む儀礼であると考えられている。村祭りは春と秋に行われているが、春の祭りは収穫の予祝を神に依頼し、秋の祭りは豊作や豊漁を感謝する場である。村人は、春と秋の村祭りを欠かすことはできない。

神社の祭りは村人に精神的な一体感を形成している。村が一つのまとまりをなしてきたのは、精神的には神社の祭りを通してである。村は生活空間であるとともに、精神的に意味のある空間をなしている。それを映し出しているのが祭りである。

6. 若者組

たとえば、佐渡市大川には子ども組がある。男の子たちは、小正月の1月11日から14日までトウドという小屋を一番大将の家の納屋の中にこしらえ、そこで猿田彦大神を祀り、一緒にその中で過ごす。子どもたちは年齢順に年上から一番大将、二番大将になる。

かつては、子どもたちが大きくなるにつれて、村のなかにある子ども組から若衆組へと所属集団を移った。子ども組を抜けると16歳で若衆組(ワカシユウグミ)に入る。佐渡島では若者組は若衆組と呼ばれていた。若衆組は15歳で加入し、その年齢から18歳までを小若衆(コワカイシユウ)、18歳から22歳までを中若衆(チュウワカイシユウ)、22

歳から25歳までを大若衆(オオワカイシユウ)と年齢順にあがり、25歳で若衆組を抜けていた。次男、三男も若衆組に加入することができた。

若衆組は鬼太鼓を踊る鬼組と重なっていたので、若者たちは若衆組に入ると同時に鬼組にも入ることになる。鬼組に加入すると、新鬼になり鬼太鼓の踊り方を教わる。鬼は小正月に、神社・神主・区長・「年番」(村の中が組ごとに区分されており、各組の当番を年番と称した)の家・頼まれた家・組の境・村の境・そして最後に神社に戻って踊る。

若衆組は江戸時代にはすでに村人が自分たちでつくっていた。現在は、若衆組は鬼組として、また消防団としてかたちを変えて残っている。日本では若者組(若衆組)が村の中で重要な役割をもっていた。たとえば、自然災害に伴う事後処理作業や祭りの裏方を務めてきた。重労働な仕事は若者組の主要な役割だった。このことは、若者集団が村の自治にとって極めて重要な地位を占めていたことを物語っている。

このように男の年齢集団をみると、若い男子には力仕事を分担してもらってきたことが知られる。村に年齢集団があった背景には、村の仕事を年齢集団ごとに振り分けて合理的に行ってきたからである。

7. 精霊迎え・精霊送りの行事

お盆の初めに人びとは浜で火を焚いて精霊迎えを行う。そして、お盆の終わりに精霊送りを行う。精霊送りとは、家ごとに麦わらで船をこしらえ、茄子やキュウリで人形をつくり、ごはんやおかずを船に乗せてご先祖様を「あの世」に送る行事である(写真1)。こうした信仰は人々が自然の精霊によって生かされていることを示している。また、こうした



写真1

行事は、素材が海に溶けてしまう自然のものであるため、決して海を汚すものではなかった。

8. 山入りと口開け・口止め

1 山入り

最近、都会の人が山に入り、根こそぎ山菜を採ってしまう事態が発生する。根こそぎ採られると、翌年以降何も採れなくなる。村の人は翌年も芽を出すように根こそぎ採らないし、人々が平等に採れるように規則をもうけて、山に入る日を決めてきた。山に入ることができるのは、山の神様の祭りをしてからであった。人々にとって山は脅威であり、同時に人びとに自然の実りをもたらしてくれるところでもあった。そのため、山の神様のお祀りをしてきたのである。

共有林については、現在、地区ごとに森林組合がある。たとえば佐渡市東浜地区では、両津東部森林組合という名称で、共同で森林の管理・保全を行っている。これまで組合では植林をしてきたが、手をかけても木の利用価値が減少したため、採算がとれない状態になっている。そのため、山の手入れをしないために山が荒れる事態が起こっている。山が荒れると、用水が十分確保できないなど、生活に支障をきたすことになる。

2 口開け・口止め

アワビやワカメ、イワノリ、エゴ、ヒジキなどの磯物は、村が採れる日を決めていた。それは、抜け駆けや乱獲を防ぐためである。採り始める日を「口開け」と言い、やめる日を「口止め」と言った。現在、漁協がそうした規則を受け継ぎ、磯物を管理している。漁協の管理は村を越えた広域の範囲で行われている。

資源の乱獲を防ぐために、そして平等に採れるように、村が規則を決めて山と海を利用してきた。村が共同して資源を管理してきたことが資源の乱獲を防ぐのに役立った。

9. 自然をどのようにとらえていたか

人々は自然を畏怖し、畏敬の念をもってきた。た

例えば、山入りするときには必ず山の神様をお祀りしてから入る。旧暦の二月九日に山の神様の祭りをすると多い。山にある動物や植物などを恵んでいるのは、山にいる神様のおかげだという考え方にもとづいている。また、風を村の神様にして神社に祀っているところがある（片野尾）。風は脅威であるため、神様としてお祀りすることで人々は願いをかなえてもらおうとしたのである。

魚の霊を慰める魚供養塔もここここに建っている（写真2）。魚にも魂があるとする考え方がうかがわれる。魚の魂を供養することで、魚が自ら喜んで人間にとられるようになると考えたのである。こうしたことは、人々の信仰が自然霊にもとづいていることを示している。

かつての人々は、悪霊が病気や災害をもたらす、そして善霊が幸をもたらすと考えていたのである。こうしたことから、人々が自然霊を想定し畏怖してきたことが知られる。さまざまな行事を通して、人々が自然の中に霊があるとする（自然霊の）考え方をしてきたこと、つまり人々が自然を畏敬する気持ちを抱いていた様子がうかがわれる。こうした自然観は、自然を大切に考える考え方につながっていた。



写真2



『鬼太鼓』……

佐渡島には昔から多くの芸能がある。なかでも鬼太鼓は佐渡島の春を伝える風物詩である。いまは若い人が少なくなったため踊っていない村もあるが、鬼太鼓は多くの村で踊られていた。この鬼太鼓は悪霊を村から払うものと考えられている。昔は病気や災害などは村の外から新入した悪霊がもたらしたものと考えられ、人びとは悪霊をはらう儀礼を行っていた。そのひとつが鬼太鼓である。鬼は中国から伝えられたものであるが、自分たちとは違う化け物を表象したもので、その鬼の力を使って悪霊を払おうとしたのである。

村のなかで鬼太鼓が踊られる場所を考えると、お祝いの家のほかに村境で踊る。村境で踊るのは、村の外部から悪霊が村に侵入することを防ぐ意味をもちあわせていたことを伝えている。村ごとに鬼太鼓の振る舞い方などには違いがある。

『青年会』……

青年会は明治以降に政府によって組織された新しい組織である。青年団は青年会以後形成された官製の団体である。そうした青年会や青年団も若者組が基盤になって組織されてきた。

—学習のための参考図書—

- | | |
|--|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1) 池田哲夫 2006『佐渡島の民俗』高志書院 2) 井上真・宮内泰介編 2001『コモنزの社会学—森・川・海の資源共同管理を考える』新曜社 3) 佐藤利夫 1994『佐渡嶋誌 第一巻』羽田村研究会 4) 田中圭一 1991, 1993『帳箱の中の江戸時代史 上・下』刀水書房 5) 田中圭一 2000『百姓の江戸時代』ちくま新書 6) 田中圭一 2002『村からみた日本史』ちくま新書 7) 鳥越皓之編 2000『環境ボランティア・NPOの社会学』新曜社 8) 鳥越皓之ほか編 2001『講座環境社会学 全5 | <ol style="list-style-type: none"> 9) 鳥越皓之 2004『環境社会学—生活者の立場から考える』東京大学出版社 10) 鳥越皓之ほか編 2006『里川の可能性—利水・治水・守水を共有する』新曜社 11) 日本村落研究学会編 2007『むらの社会を研究する—フィールドからの発想』、農山漁村文化協会 12) 日本村落研究学会編 2007『むらの資源を研究する—フィールドからの発想』、農山漁村文化協会 13) 宮内泰介編 2006『コモنزをささえるしくみ—レジティマシーの環境社会学』新曜社 |
|--|--|